

生産行程管理業務規程

平成 30 年 3 月 16 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒377-0792）群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856- 1

（グンマケンアガツマグンタカヤマムラオオアザナカヤマ 2856- 1）

1）

名称（フリガナ）：高山きゅうりの会（タカヤマキュウリノカイ）

代表者（管理人）の氏名：会長 平形 清人

ウェブサイトのアドレス：—

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（きゅうり）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：高山きゅうり（タカヤマキュウリ）、
Takayama Kyuri、Takayama Cucumber

4 明細書の変更

生産者団体である高山きゅうりの会は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

高山きゅうりの会は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対して「高山きゅうり」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導を行う。

ア 生産業者は、「高山きゅうり」の明細書に記載された生産地及び栽培方法等について遵守していることを確認し、記録する。出荷に当たっては、高山きゅうりの会が定める「出荷規格表」に基づき、選果・出荷調整作業を行い、出荷量及び出荷先を記録し、高山きゅうりの会に提出する。

イ 高山きゅうりの会は、出荷前に栽培技術講習会等を行い、出荷規格の確認等、技術指導員の下、会員の意思統一を図り、提出された栽培方法等の記録及び出荷記録について確認する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

高山きゅうりの会は、定期的に上記(1)のア及びイの手順について、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

高山きゅうりの会は、明細書に記載された生産地及び生産の方法に従った生産が行われていないことを確認した場合には、当該生産業者に対し警告を発し、是正を求めることができる。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

高山きゅうりの会は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「高山きゅうり」及びGIマーク(以下「地理的表示等」という。)の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「きゅうり」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「高山きゅうり」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

高山きゅうりの会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、高山きゅうりの会は、当該生産業者の生産した「きゅうり」について、一定期間、地理的表示等の使用を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

高山きゅうりの会は、上記6及び8に関して、「高山きゅうり」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣へ報告する。

10 資料の保存

高山きゅうりの会は次の資料を作成日または取得の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 上記5における「高山きゅうり」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと、または地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び高山きゅうりの会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

